

令和3年第2回理事会（web）開催議事録

日時： 令和3年10月12日（火）18時半～19時半

場所：東京都新宿区信濃町35番地

臨床研究棟3階 外科学教室・脳神経外科学教室 会議室

出席

吉野（44回）松本（52回）窪地（58回）磯部（59回）黒田（61回）浅村（62回）

志水（65回）菅沼（75回）朝倉（81回）茂田（85回）近藤（88回）

監事：尾原（72回）

陪席：堤健太郎顧問弁護士、岡田税理士、河瀬（49回）、島津（53回）、小澤（60回）

国際委員会委員長 八木（77回）

同窓会係：山田（81回）事務局 本間

（上記松本及び事務局以外は、全てWeb会議室システムにより出席）

定刻に至り、議長の松本純夫理事長が開会を宣し、本日の理事会が定足数をもって成立する旨を告げ、資料の確認のあと議事に入った。なお、議長は、審議に先立ち、Web会議システムにより、出席者が一堂に会するのと同様に適時的確な意見表明が互いにできる状態となっていることを確認した。

決議事項

第1号議案 定款の一部変更の件

議長は、定款変更の内容は下表の通り（資料2）であるとし、提案理由を以下の通り説明した。

- 1) 従前の「評議員会」、「総会」の表記について、法人化後の会議の名称である「社員総会」に表記を改める。
- 2) 理事の選任において、従前より選挙以外の方法で理事候補者となった者が必ずしも評議員ではなかった現状と平仄をとり、理事の被選任資格を正会員と改める。
- 3) 社員総会の議事録の署名又は記名押印の主体について、議長及び当該社員総会で選任された議事録署名人2名とする旨定める。
- 4) 理事会の議事録の作成において、当会の理事が多人数につき、出席理事全員からの押印を徴求することの負担が多大であることに鑑み、署名又は記名押印の主体を従前の出席理事から代表理事に限定する（出席監事が署名又は記名押印の主体であることは従前通り）。

現行定款	変更案
<p>第1条～第5条 【条文省略】</p> <p>第6条（会員の種別） この法人は、次に定める会員をもって組織する。</p> <p>1 正会員 以下の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 【条文省略】</p> <p>(2) 本教室関連施設に勤務する外科医師で、本会に入会の意思を表明し、会員1名以上及び本教室の推薦を得たうえ、理事会及び<u>評議員会</u>の承認を経た者</p> <p>2 【条文省略】</p> <p>3 特別会員 この法人に対して特別に功労のあった正会員で、満80歳に達した者の中から、理事会及び総会の決議を得て推薦された者とする。特別会員は、社員総会に出席して意見を述べるができる。</p> <p>4 名誉会員 慶應義塾大学及び本教室の発展に多大なる貢献をした正会員で、満80歳に達した者の中から、理事会及び社員総会の決議を得て推薦された者とする。名誉会員は、総会に出席して意見を述べることができる。</p>	<p>第1条～第5条 【現行通り】</p> <p>第6条（会員の種別） この法人は、次に定める会員をもって組織する。</p> <p>1 正会員 以下の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 【現行通り】</p> <p>(2) 本教室関連施設に勤務する外科医師で、本会に入会の意思を表明し、会員1名以上及び本教室の推薦を得たうえ、理事会及び<u>社員総会</u>の承認を経た者</p> <p>2 【現行通り】</p> <p>3 特別会員 この法人に対して特別に功労のあった正会員で、満80歳に達した者の中から、理事会及び<u>社員総会</u>の決議を得て推薦された者とする。特別会員は、社員総会に出席して意見を述べることができる。</p> <p>4 名誉会員 慶應義塾大学及び本教室の発展に多大なる貢献をした正会員で、満80歳に達した者の中から、理事会及び社員総会の決議を得て推薦された者とする。名誉会員は、<u>社員総会</u>に出席して意見を述べることができる。</p>
<p>第7条～第10条 【条文省略】</p> <p>第11条（戒告または除名）</p> <p>1 本会の名誉を毀損し、もしくは目的達成に反するような行動があった会員は、理事長は理事会及び<u>評議員会</u>の議決を経て、戒告または除名することができる。</p> <p>2 【条文省略】</p>	<p>第7条～第10条 【現行通り】</p> <p>第11条（戒告または除名）</p> <p>1 本会の名誉を毀損し、もしくは目的達成に反するような行動があった会員は、理事長は理事会及び<u>社員総会</u>の議決を経て、戒告または除名することができる。</p> <p>2 【現行通り】</p>
<p>第12条～第24条 【条文省略】</p> <p>第25条（議事録）</p> <p>1 社員総会の議事については、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録によって議事録を作成しなければならない。</p>	<p>第12条～第24条 【現行通り】</p> <p>第25条（議事録）</p> <p>1 社員総会の議事については、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録によって議事録を作成し、議長及びその社員総会において選任された</p>

<p>2 【条文省略】</p> <p>第26条～第28条 【条文省略】</p> <p>第29条（理事の選任方法）</p> <p>1 理事は、社員総会において<u>評議員</u>の中から選任する。</p> <p>2～3 【条文省略】</p> <p>第30条～第43条 【条文省略】</p> <p>第44条（議事録）</p> <p>1 理事会の議事については、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録によって議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名もしくは記名押印しなければならない。</p> <p>2 【条文省略】</p> <p>第45条～第66条 【条文省略】</p> <p>附則 【新設】</p>	<p><u>議事録署名人2人が、議事録に記名押印又は署名しなければならない。</u></p> <p>2 【現行通り】</p> <p>第26条～第28条 【現行通り】</p> <p>第29条（理事の選任方法）</p> <p>1 理事は、社員総会において<u>正会員</u>の中から選任する。</p> <p>2～3 【現行通り】</p> <p>第30条～第43条 【現行通り】</p> <p>第44条（議事録）</p> <p>1 理事会の議事については、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録によって議事録を作成し、出席した<u>代表理事</u>及び監事は、これに署名もしくは記名押印しなければならない。</p> <p>2 【現行通り】</p> <p>第45条～第66条 【現行通り】</p> <p>附則</p> <p>1 第29条第1項の改定は、令和3年6月19日実施の定時社員総会決議に基づく理事の選任から適用される。</p>
---	---

議長は、以上を議場に諮るとともに、事前に提案をしていた吉野理事に対して発言を促したが、吉野理事からは議案の処理は議長の裁量に委ねるとの発言があった。

議場からは意見ないし質問がなかったため、議長は採決をとる旨発言し、挙手の有無をもって賛否の意思を問うたところ、保留の意思で挙手をしなかった吉野理事を除く、出席理事全員が挙手をし、賛成多数により承認可決された。

第2号議案 副理事長交代の件

議長は、北川雄光教授が本年5月より塾の常任理事に就任したことで、規定により教室主任を兼務することができないとされており、5月に遡って小児外科 黒田達夫教授が教室主任を務めることになり、当会副理事長にも就任していただきたいとし、副理事長の選任を提案した。

議長は、これを議場に諮ったところ、満場異議なく原案通り承認可決された。

被選任者である黒田教室主任は席上にて副理事長に就任することを承諾し、就任の挨拶をした。

第3号議案 国際留学支援の件

議長の指名により、八木委員長が、資料3をもとに、三橋記念国際交流基金の留学助成について、庄司佳晃君（2009年卒 消化器外科）が応募し、3月に開催された国際委員会では承認したことを述べ、当理事会における審議をお願いしたいと提案した。

議長がこれを議場に諮ったところ、満場異議なく原案通り承認された。

第4号議案 令和4年総会講演者の件

議長より、歴代の総会の講演者リストを提示（資料4）し、令和4(2022)年総会の講演者を選定する必要性を述べたが、COVID-19により同総会の開催形式自体が定まらないため、継続審議とした。

第5号議案 臨時社員総会招集の件

議長より、社員総会の決議事項に関する定款第18条の規定では、第5号で定款の変更が定められていることから、定款変更決議を目的として臨時社員総会を招集する必要があること、招集手続について定款第20条が2週間前までに招集通知を発しななければならないことを定めていることから、臨時社員総会を2週間後の10月26日（火）18時30分～に開催すること、開催形式はWeb会議システムとすることを提案した。

議長がこれを議場に諮ったところ、満場異議なく原案通り承認された。

以上の通り、議案の審議が終了した後、議長は、その他に意見がないかと問うとともに、吉野理事より第1号議案の定款変更の件に関連し、事前に提案があったことに触れ、同理事にその発言を促し、以下の通り質疑応答がなされた。

(1) 法人の事業

（吉野理事）当会の事業として列挙する国際交流は教室が中心で、同窓会である当会の事業としてはなじまず、見直しが必要ではないか。

（議長）国際交流事業はコロナ流行により活動が制限されているが、三橋基金を利用して留学支援は実行している。コロナ流行終息後の活動を見てから再考したい。目途は現在の理事の任期中としたい。

（吉野理事）理事長に一任する。

(2) 可否同数の場合の処理

（吉野理事）理事会及び社員総会について可否同数となった場合の議長決裁の規定を定款に設ける必要があるのではないか。

（堤弁護士）文理上疑義を招きかえって適切でない。理事会は、議長（理事長）が1回目

の採決で他の理事と共に議決に加わって可否同数となった場合、議長が決済すると更に1票入れた(2票与えられた)ことと同じ結果になり、1人1票の原則に反する。1回目の採決で議決に加わずに可否同数となってから議長が決済すれば、1回目の議決で最初から1票を投じて得られる結果と同じとなり、提案の文言を加える必要性がないことになる。社員総会については、議長である理事長が評議員(社員)である場合は、理事会のときと同じ説明となり、また、理事長が評議員(社員)でない場合、社員でない者が社員総会決議の内容を決することは、社員総会決議の意義を無にし、問題となる。

(吉野理事) 自分が見た定款の文例に関する文献で、議長は議決に加わらない、可否同数の場合は議長が決済するという例を見ている。

(堤弁護士) 少なくとも現在の会社法や一般社団法人法の下では適切でないとされている。かつて別の法人の設立登記にあたり、可否同数における議長決裁の条文を出したところ、定款認証にあたる公証人より先程の説明を受け、修正を求められたことがある。委員会規則の改定の際には、委員会は内部の自治に委ねるものであり、特に問題視しなかったが、理事会、社員総会と法律で規制されるものなので指摘させていただいた。

(吉野理事) 必ずしも納得はしないが、監督官庁が不適切だということであれば了解する。

以上、本日のWeb会議システムを用いた理事会は、終始異状なく議題の審議を終了したので、議長は、以上をもって本日の議事は終了した旨を述べ、19時30分閉会を宣し、解散した。

以上の決議を明確にするため、この議事録を作成し、出席理事及び監事がこれに記名押印する。

以上